

○国立大学法人お茶の水女子大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金
要項

〔平成26年1月31日〕
〔教育機構長裁定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学が実施する博士課程教育リーディングプログラム（以下「学位プログラム」という。）において学生に支給する奨励金に関し必要な事項を定める。

(奨励金の支給)

第2条 奨励金は、学業及び研究に専念するための支援として、学位プログラムの履修生として選抜された博士課程学生のうち特に優秀な者に対し、標準修業年限内に限り支給する。

(受給資格)

第3条 奨励金を受給できる者は、次に掲げる基準をすべて満たす学生とする。

- (1) 受給開始日から1年間継続的に学位プログラムに所属していること。
- (2) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員(DC)として採用されていないこと。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受給していないこと及び貸与を受けていないこと。
- (4) 国費留学生として日本政府(文部科学省)奨学金を受給していないこと。
- (5) 留学生として母国の奨学金を受給していないこと。
- (6) その他給付型の奨学金を受給していない又は貸与型の奨学金を受けていないこと。
- (7) 奨励金を受給しようとする期間中に報酬(アルバイト料を含む)を受給していないこと。ただし、リサーチ・アシスタント及びティーチング・アシスタントとしての活動が、本学位プログラムの教育・研究の遂行に必要な場合、週当たり総時間数5時間までの報酬及び研究成果を公表することに伴い生じる著作物の稿料、印税または譲渡報酬、職務発明による工業所有権等を所管法人に譲渡する際に生じる報償金等のうち、学長が特に認めたものは、除く。

(受給申請)

第4条 奨励金を受給しようとする学生は、年度ごとに定められた期間内に、奨励金申請書(別記様式第1号)を、学長に提出するものとする。

(選考手続)

第5条 学長は、国立大学法人お茶の水女子大学リーディング大学院推進センター規則第11条第1項に規定するリーディング大学院学生選考委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、奨励金を支給する学生を決定し、奨励金の受給が決定した学生（以下「受給学生」という。）に通知する。

(公表)

第6条 学長は、奨励金の支給開始日までに、受給学生の氏名をホームページ等で公表する。

(辞退)

第7条 受給学生が奨励金を辞退する場合、奨励金辞退届(別記様式第2号)を学長に提出しなければならない。

(支給額)

第8条 奨励金の支給額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第9条 奨励金は、毎月、受給学生が指定する口座に振り込むことにより支給する。

(支給停止)

第10条 学長は、受給学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、委員会の議を経て、奨励金の支給を停止する。

- (1) 休学又は退学若しくは除籍となったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 懲戒処分を受けたとき。
- (4) 学業成績又は性行が不良であると認められるとき。
- (5) 第3条各号のいずれかの基準を満たさなくなったとき。
- (6) 学位プログラムを履修できなくなったとき。

2 学長は、奨励金の支給を停止する場合、受給学生に通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は、委員会の議を経て、奨励金の減額又は支給の停止を行うことができる。

(奨励金の返還)

第11条 学長は、受給学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、既に支給した奨励金の一部または全部の返還を請求することができる。

- (1) 前条の規定に基づき奨励金の支給を停止した場合で、申請時における虚偽の記載等の重大な過失が認められるとき。
- (2) 自己都合により途中で学位プログラムの履修を放棄するとき。
- (3) 奨励金の不適正な支出が認められたとき。

2 受給学生は、前項の規定に基づき返還請求を受けたときは、速やかに奨励金を

返還しなければならない。

(競争的資金の受給)

第12条 第3条の規定にかかわらず、受給学生が、他の競争的資金を受けて研究活動等を実施することが不可欠である場合、当該競争的資金に応募することができる。

2 受給学生は、前項の規定に基づき他の競争的資金に応募する場合、競争的資金応募伺(別記様式第3号)により、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

(事務)

第13条 奨励金に関する事務は、学務課が行う。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、奨励金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年1月31日から施行する。

附 則(平成26年4月10日)

この要項は、平成26年4月10日から施行する。

附 則(平成26年5月21日)

この要項は、平成26年5月21日から施行する。

附 則(平成26年8月1日)

この要項は、平成26年8月1日から施行する。

別表(第8条関係)

支給区分	月額単価 (単位:円)	備考
1	200,000	月額単価については、研究計画及び研究業績等を 勘案し決定する。
2	170,000	

別記様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

お茶の水女子大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金申請書

お茶の水女子大学長 殿

申請者

専攻名：

フリガナ

氏名：

㊞

指導教員

専攻名：

職名：

氏名：

㊞

下記のとおり、お茶の水女子大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金を受給したく申請します。

なお、受給期間中、国立大学法人お茶の水女子大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金要項（以下「奨励金要項」という。）第3条各号に定める奨励金受給に係る基準を全て満たすこと及び申請にあたっては、虚偽の記載がないことを誓約します。

また、奨励金の受給期間中は、副専攻の履修に専念します。

記

区 分	新規 ・ 継続
学籍番号	
申請者の現住所 ・連絡先	〒 TEL E-mail @

受給期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (カ月)
研究題目名	
受給期間中の 研究計画書	<p>1 研究概要(500字程度)</p> <p>2 見込まれる業績(500字程度)</p> <p>3 成果など(500字程度)</p>
現在受給している 又は貸与を受けている奨学金 等	

※受給期間は年度を超えることはできません。

※本奨励金の申請時点で奨励金要項第3条各号に定める基準を満たしていないが、
受給開始までにその基準を満たす場合、本奨励金の受給を申請することができます。

別記様式第2号（第7条関係）

平成 年 月 日

お茶の水女子大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金辞退届

お茶の水女子大学長 殿

辞退者

専攻名：

フリガナ

氏名：

㊞

指導教員

専攻名：

職名：

氏名：

㊞

下記の理由により、お茶の水女子大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金を辞退します。

記

辞退年月日	年 月 日
研究題目名	
奨励金金額	月額 円、年額 円
辞退理由	

別記様式第3号(第12条第2項関係)

平成 年 月 日

競争的資金応募伺

お茶の水女子大学長 殿

応募者

専攻名:

フリガナ

氏名:

㊞

指導教員

専攻名:

職名:

氏名:

㊞

下記の理由により、競争的資金に応募してもよろしいか伺います。

記

学籍番号	
------	--

副専攻における研究活動等と競争的資金の関係	<ol style="list-style-type: none">1 応募する競争的資金の内容2 応募理由3 副専攻における研究活動等に与える効果
-----------------------	--

※必要に応じて応募する競争的資金に係る資料を添付してください。